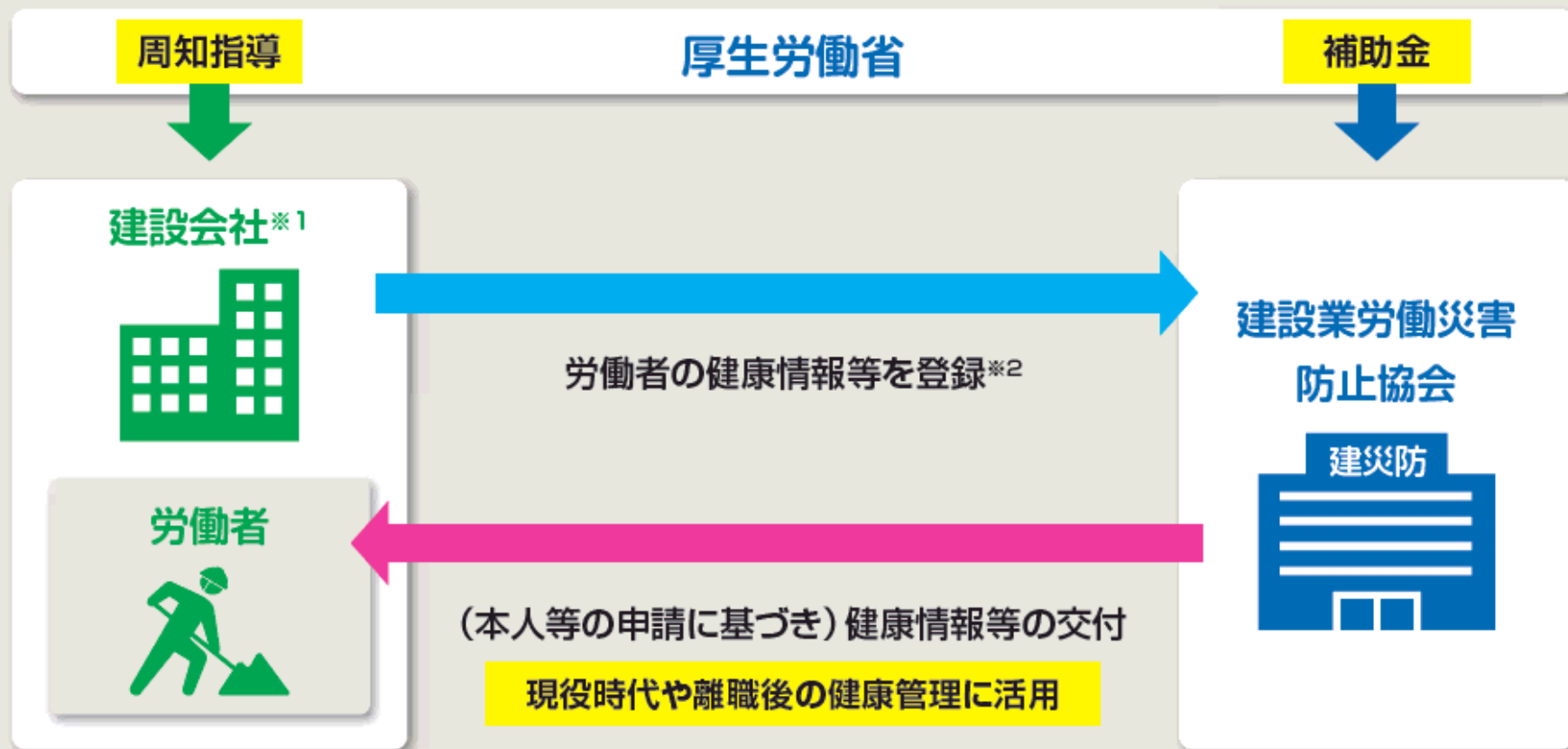


- じん肺法により事業者は「じん肺健康診断の実施」とその「結果の保管」が義務づけられているが、ずい道等建設労働者は工事ごとに就業先を変えることが多く、事業場に入場する以前のじん肺健康診断情報等が確認困難であるという問題があった。
- ずい道等建設者に対して事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、健康情報等の一元管理システムの運用を開始している（2019年3月運用開始）。

本システムのイメージ図



※1. 粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施工する事業者

※2. 登録には労働者本人の同意が必要